

第1号通所事業(通所介護相当サービス)

重要事項説明書

_____ (以下利用者) に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人アスワン山荘
主たる事務所の所在地	〒759-0136 宇部市二俣瀬山王坂 40-221
代表者（職名・氏名）	理事長 國吉 卓也
設立年月日	昭和53年2月24日
電話番号	0836-62-1010

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	アスワン山荘デイサービスセンター	
サービスの種類	通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒759-0136 宇部市二俣瀬山王坂 40-221	
電話番号	0836-62-2000	
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日指定	3570200281
実施単位・使用定員	1単位	定員33人
通常の事業の実施地域	二俣瀬、厚東、小野	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援者または事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に

通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分まで
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午前9時15分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制・職務内容

従業者の職種	人数
管理者	1人
生活相談員	2人以上
看護職員	3人以上
介護職員	8人以上
機能訓練指導員	3人以上

1、管理者

管理者は職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し、指揮命令を行う。

2、生活相談員

生活相談員は利用者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整、居宅介護支援事業所等他の機関との連携において必要な支援を行う。

3、看護職員

看護職員はサービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し利用者に対し必要な支援を行う。

4、介護職員

介護職員はサービス提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し利用者に対し必要な支援を行う。

5、機能訓練指導員（看護職員兼務）

機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な、機能訓練等を行う。

7. サービス提供の担当者

利用者へのサービス提供の担当職員（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し付けください。

担当職員の氏名	センター長兼生活相談員 井上 芙美
管理責任者の氏名	センター長兼生活相談員 井上 芙美

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用料の額は、介護保険負担割合証に記載された割合になります。

(1) 通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：通所介護相当サービス】

利用者	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

※上記の基本利用料は、宇部市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算・減算：通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

種類	要件（概要）		額		
			利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供 体制強化加算 (I)	宇部市が定める基準に適合している場合	事業対象者要支援1	88円	176円	264円
		事業対象者要支援2	176円	352円	528円
介護職員等 処遇改善加算 (I)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		ケアマネージャー作成のサービス利用票をご覧ください。		
同一建物減算	デイサービスセンターと同一建物に居住する場合	事業対象者要支援1	－376円	－752円	－1,128円
		事業対象者要支援2	－752円	－1,504円	－2,256円
送迎減算	送迎が片道の場合	事業対象者要支援1、2	－47円	－94円	－141円

※以外は、区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、紙パンツは1枚135円、尿取りパッドは1枚50円の実費をいただきます。
コーヒー代	利用者の希望により、コーヒーを提供する場合は、1杯につき、50円の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

第1号通所事業（通所介護相当サービス）は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要です。食事代については、当日午前10時までにキャンセルの申し出がなかった場合はいただきます。

(4) 支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書については、利用者負担金の支払いを受けた後、発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は後の平日）に、指定する山口銀行の口座より引き落とします。手数料が110円かかります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を行います。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先① (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	
	携帯電話	
緊急連絡先② (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	
	携帯電話	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び宇部市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0836-62-2000	担当 管理者 井上 芙美
---------	-------------------	--------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機関	宇部市北部東地域包括支援センター	宇部市二俣瀬山王坂 40-221	電話番号 0836-62-5858
	宇部市介護保険課	宇部市常盤町 1 丁目 7 番 1 号	電話番号 0836-34-8396
	山口県国民健康保険団体連合会	山口市大字朝田字岡の口 1980 番地の 7 国保会館	電話番号 083-995-1010

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐ職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所または地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

(1) 防災の対応

サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合は、消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、利用者の避難・誘導等の措置を講じます。

(2) 防災設備

防災担当者を選任し、防災設備等必要設備を備えています。

防災対策責任者 川本 肇（軽費老人ホームアスワン山荘）

電話 62-1010

(3) 防災訓練

非常災害に関する計画を立て、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、非常災害に備えるため、避難訓練を定期的を実施します。

14. 衛生管理

事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水についても定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。

また職員等は感染症等に関する知識習得のため、研修を行います。

1 5．身体拘束廃止の取り組み

事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

1 6．虐待未然防止

事業者は高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律を遵守し、虐待の未然防止に向けて適切に対応します。

1 7．損害賠償

事業者はサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失が認められる場合には、使用者の置かれた心身の状況等を斟酌して相当と認められる時は、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。天災事変その他の不可抗力により利用者が受けた損害・被害については、事業者は一切の賠償責任は負いません。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地 名 称	山口県宇部市二俣瀬山王坂 40-221 社会福祉法人 アスワン山荘
利用センター	所在地 名 称 説明者 職名 氏 名	山口県宇部市二俣瀬山王坂 40-221 アスワン山荘 デイサービスセンター 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	本人との続柄	
	氏 名	印

※代理人は契約者が契約時に、心神喪失その他の事由により判断力を失っていた場合に、契約者に代わって署名、押印をお願いします。